ロ　当該事業年度における収入共済掛金（共済契約の契約の日又はその年応当日以後の期間（以下「経過期間」という。）に係るものに限る。）の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金及び返戻金並びに支払備金（法第十五条の十八（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第六十一条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額の合計額を差し引いて得た額

三　（略）

２～７　（略）

（支払義務が発生したものに準ずる共済金等）

第六十条　法第十五条の十八の農林水産省令で定める共済金等は、共済事業実施組合が、毎事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認める共済金等とする。

（価格変動準備金対象資産）

第六十二条　法第十五条の十九第一項の農林水産省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産は、含まないものとする。

一～七　（略）

２　（略）

（価格変動準備金の計算）

第六十三条　共済事業実施組合は、毎事業年度末において保有する資産を、別表第三の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額以上を法第十五条の十九第一項に規定する価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、価格変動準備金の限度額は、毎事業年度末において保有する資産を、同表の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額とする。

（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等）

第六十四条　共済事業実施組合は、法第十五条の十九第一項ただし書又は第二項ただし書（これらの規定を法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、決算書類の作成後、速やかに、認可申請書に当該決算書類その他参考となるべき書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

２　（略）

（契約者割戻しの基準）

第六十五条　共済事業実施組合が法第十五条の二十第一項の規定により契約者割戻しを行う場合には、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者割戻しの対象となる金額を計算し、次に掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

一～四　（略）

（契約者割戻準備金）

第六十六条　（略）

２　（略）

３　共済事業実施組合が第一項の契約者割戻準備金を積み立てる場合には、次に掲げるものの合計額を超えてはならない。

一～二　（略）

三　共済契約の全てが消滅したと仮定して計算した当該共済契約の消滅時に支払う契約者割戻しの額

四　（略）

ロ　当該事業年度における収入共済掛金（共済契約の契約の日又はその年応当日以後の期間（以下「経過期間」という。）に係るものに限る。）の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金及び返戻金並びに支払備金（法第十五条の十一（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第六十一条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額の合計額を差し引いて得た額

三　（略）

２～７　（略）

（支払義務が発生したものに準ずる共済金等）

第六十条　法第十五条の十一の農林水産省令で定める共済金等は、共済事業実施組合が、毎事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認める共済金等とする。

（価格変動準備金対象資産）

第六十二条　法第十五条の十二第一項の農林水産省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産は、含まないものとする。

一～七　（略）

２　（略）

（価格変動準備金の計算）

第六十三条　共済事業実施組合は、毎事業年度末において保有する資産を、別表第三の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額以上を法第十五条の十二第一項に規定する価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、価格変動準備金の限度額は、毎事業年度末において保有する資産を、同表の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額とする。

（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等）

第六十四条　共済事業実施組合は、法第十五条の十二第一項ただし書又は第二項ただし書（これらの規定を法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、決算書類の作成後、速やかに、認可申請書に当該決算書類その他参考となるべき書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

２　（略）

（契約者割戻しの基準）

第六十五条　共済事業実施組合が法第十五条の十三第一項の規定により契約者割戻しを行う場合には、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者割戻しの対象となる金額を計算し、次に掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

一～四　（略）

（契約者割戻準備金）

第六十六条　（略）

２　（略）

３　共済事業実施組合が第一項の契約者割戻準備金を積み立てる場合には、次に掲げるものの合計額を超えてはならない。

一～二　（略）

三　共済契約のすべてが消滅したと仮定して計算した当該共済契約の消滅時に支払う契約者割戻しの額

四　（略）